

令和5年度 大和郡山市地籍調査事業
(稗田町-2、FⅡ-2・G・H等工程)(稗田町-3、E1工程)業務委託 入札説明書

1	件名	令和5年度 大和郡山市地籍調査事業 (稗田町-2、FⅡ-2・G・H等工程) (稗田町-3、E1工程) 業務委託
2	業務場所	大和郡山市稗田町地内
3	業務期間	契約日から令和6年3月31日まで
4	開札日時 及び場所	令和5年6月12日 (月) 10:00 大和郡山市役所 4階 401会議室
5	入札書提示額	<p>①消費税相当額を含まない金額で提示して下さい。</p> <p>②入札額について、予定価格内で最低価格提示業者を落札者とします。</p>
6	入札参加資格	<p>入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 大和郡山市令和4年度・5年度物品購入・委託業務等に係る業者登録において、登録がなされている者。</p> <p>(2) 過去2年間に於いて地方公共団体が発注する地籍調査(10条2項による)業務委託のE1、FⅡ-2、G、H工程(H2工程含む)の実績を複数件有する者であること。</p> <p>(3) 情報セキュリティマネジメントシステムJISQ27001/ISMSを取得している者であること。</p> <p>(4) 本業務を行うにあたり下記のとおり、資格者をそれぞれ配置できる者であること。 ・主任技術者:(測量士+地籍総合技術監理者) ・工程管理者(受託監督者):(測量士+地籍総合技術監理者) ・受託法人検査者:(地籍総合技術監理者) ※工程管理者、主任技術者及び受託法人検査者は、兼ねることができない。</p> <p>(5) 奈良県下に契約権限を有する本店、支店、営業所等があること。</p> <p>(6) 別紙特記仕様書にある資格条件を満たすこと。</p> <p>(7) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。</p> <p>(8) 国税・地方税の滞納のない者であること。(加えて市内に本店支店を有する事業者にあつては当市の市民税の滞納のない者であること。)</p> <p>(9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立があなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立があなされている者(会社更生法にあつては更正手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。</p> <p>(10) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。</p> <p>(11) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。</p> <p>①代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。</p> <p>②代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。</p> <p>③代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。</p> <p>④代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。</p> <p>⑤代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。</p>

7 入札説明書を交付する場所	入札説明書等はホームページよりダウンロードのこと。
8 入札参加資格の確認方法	<p>この入札に参加を希望する者は、7に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため下記①～⑤に定める書類を指定の場所に提出しなければならない。なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(1)提出書類</p> <p>① 一般競争入札参加申請書</p> <p>② 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書</p> <p>③ JISQ27001/ISMS認証書(写)</p> <p>④ 主任技術者、工程管理者及び受託法人検査者に配置される者の各々の測量士、地籍総合技術監理者の資格証(写)</p> <p>⑤ 過去2年間の10条2項によるE1、FⅡ-2、G、H工程(H2工程含む)業務の実績表(国・都道府県・市町村との契約に限る。) ※実績が確認できる契約書、仕様書、履行実績確認書等の書類を添付してください。</p> <p>(2)提出期間 令和5年5月16日(火)から令和5年5月29日(月)17時15分まで(必着)</p> <p>(3)提出場所 〒639-1198 大和郡山市北郡山町248番地4 大和郡山市役所 総務部 総務課</p> <p>(4)提出方法 郵送によること。</p> <p>(5)入札参加資格の確認</p> <p>申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和5年5月30日(火)に次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を通知する。</p> <p>ア 入札参加資格を有すると認められた者にあつては、入札参加資格がある旨</p> <p>イ 入札参加資格を有しないと認められた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由</p> <p>ウ 入札参加資格の確認通知書において、入札保証金の納付が必要とされた者は、市の指定する日までに入札保証金を支払わなければ失格となり、入札に参加できない。</p> <p>(6)その他</p> <p>ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。</p> <p>イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。</p>
9 仕様書の質問	<p>(1)仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和5年5月29日(月) 17時15分まで</p> <p>イ 送信先 大和郡山市 総務課 管財係</p> <p>ウ 提出先アドレス kanzai@city.yamatokoriyama.lg.jp</p> <p>(2) (1)の回答については、当市ホームページに掲載する。ただし質問なしの場合を除く。</p> <p>ア 回答期限 令和5年5月30日(火)</p>

<p>10 入札保証金</p>	<p>(1)入札保証金 250,000円(金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手)を下記期日までに支払うこと。</p> <p style="text-align: center;">令和5年6月12日(月) 10:00まで(当日入札開始前に支払)</p> <p>ただし、大和郡山市契約規則第6条各号に規定される場合はこれを免除とする。</p> <p>落札者の決定後ただちに還付する、ただし、落札者にかかる入札保証金は契約保証金に充当する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(入札保証金免除規定) 大和郡山市契約規則(抄) 第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2)令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> </div> <p>(2)契約保証金 大和郡山市契約規則第21条に規定する契約保証金(落札額の10%以上)を支払わなければならない。</p> <p>ただし、同規則第22条に該当する者はこれを免除とする。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(契約保証金免除規定) 大和郡山市契約規則(抄) 第22条 前条第1項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (省略)</p> <p>(3)競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (省略)</p> </div> <p>(3)契約書作成の要否 要</p>
<p>11 入札の方法</p>	<p>ア 提出期限 令和5年6月9日(金) 17時15分まで(必着)</p> <p>イ 提出方法 書留郵便で郵送すること。</p> <p>ウ 提出先は 8 (3)に同じ</p>

12 入札上の注意

(入札の基本的事項)

入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。

(公正な入札の確保)

入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。

(消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

入札書は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に消費税及び地方消費税を含んだ金額とします。

(入札書の金額の数字)

入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

(入札書の記載事項の訂正)

記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の条件付一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。

(入札の辞退)

郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を市長に提出すること。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を市長に提出すること。

2 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札執行回数)

入札執行回数は、3回以内とします。

(入札書等の提出方法)

当該郵便入札に参加する者は、入札書に記名押印し、大和郡山市が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに書留郵便により、指定の宛先まで郵送すること。

2 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(無効の郵便入札)

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

- (1) 市長が定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印のない入札
- (3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (5) 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札
- (6) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札
- (7) 書留郵便以外の方法による入札
- (8) 入札書以外のもの（金額の透視を防ぐために使用される紙等を除く）が同封された入札
- (9) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (10) その他、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

1 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。

2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人が、くじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

3 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日（大和郡山市庁舎の休日の場合は、その前日の正午までに電子メールで申し込みをすること。

(入札の延期、中止及び取消し)

郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消します。

(落札者の決定)

予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果をホームページ上に掲載します。なお、落札者がいない場合は再度入札又は再度公告を行います。

12 入札上の注意
つづき

⑤ 入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、割印を押印のうえ提出してください。

書留郵便
相当額の
切手

〒 639-1198
奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市役所口
総務課 管財係
大和郡山市長 上田 清 様

条件付一般競争入札 入札書在中

入札件名	令和5年度 大和郡山市地籍調査事業(種田町-2、FⅡ-2、G・H等工程)(種田町-3、E1工程)業務委託
委託場所	大和郡山市種田町地内
開札年月日	令和5年6月12日(月) 10:00
商号	株式会社 ●●●●
代表者名	代表取締役 ■■■■
連絡先	連絡先電話番号
担当者名	▲▲ ▲▲

書留

印
印
印

※ 中の記載金額が、透けて見えないように封入してください。

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1198
奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市役所口
総務課 管財係
大和郡山市長 上田 清 様

条件付一般競争入札 入札書在中

入札件名	令和5年度 大和郡山市地籍調査事業(種田町-2、FⅡ-2、G・H等工程)(種田町-3、E1工程)業務委託		
委託場所	大和郡山市種田町地内		
開札年月日	令和5年6月12日(月)	10:00	
商号			
代表者名			
連絡先			
担当者名			

令和5年度

大和郡山市地籍調査事業

(稗田町－2、FⅡ－2・G・H工程)

(稗田町－3、E1工程)

特記仕様書

令和5年5月

大和郡山市 総務課

特記仕様書

第1章 総則

第1条 (目的)

大和郡山市（以下「委託者」という。）が、国土調査法第10条2項の規定に基づき発注する大和郡山市地籍調査事業業務（以下「本業務」という。）について委託者と受託法人（以下「受託者」という。）が行う業務内容及び業務分担を明確にする事を目的とする。

第2条 (適用範囲)

適用範囲は、委託者が実施する本業務に適用し、受託者は本特記仕様書（以下「本仕様書」という。）に基づき実施するものとする。

第3条 (準拠する法令等)

本業務を実施にするにあたり本仕様書のほか、委託契約書及び下記の関係法令を遵守するものとする。なお、受託者は、最終改正を確認するものとする。

1. 国土調査法(昭和26年法律第180号)
2. 国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)
3. 国土調査法施行規則(平成22年国土交通省令第50号)
4. 土地基本法(平成元年法律第84号)
5. 地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)
6. 地籍調査作業規程準則運用基準(平成14年3月14日国土国第590号)最終改正：令和3年3月30日付け国不籍第555号
7. 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）最終改正：令和3年3月31日付け国不籍第578号
8. 2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(平成24年3月29日付け国土籍569号)最終改正：令和3年6月11日付け国不籍第588号
9. 地籍調査の成果の認証の請求又は認証の承認申請に係る書類の作成要領について（令和3年3月31日国不籍第580号）
10. 調査図素図表示例(昭和32年10月24日経企土第179号経済企画総合開発局長通達)
11. 測量法(昭和24年6月3日法律第188号)
12. 不動産登記法、不動産登記令、不動産登記規則

- 1 3. 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例(令和5年3月版)
- 1 4. 大和郡山市契約規則
- 1 5. 大和郡山市会計規則
- 1 6. 大和郡山市個人情報保護条例及び同施行規則
- 1 7. その他の関係法令、諸通達及び通知等

第4条（履行期間）

本業務の履行期間は契約締結日から令和6年3月31日までとする。

第5条（実施計画等）

本業務を実施するにあたり、受託者は契約締結後に下記の書類を委託者に提出し承認を得るものとする。また計画を変更する場合も同様とする。

1. 業務計画書
2. 着手届
3. 工程表
4. 受託法人検査者届(経歴書、資格証明書、直接雇用を証する書類付)
5. 主任技術者届及び工程管理者届(経歴書、資格証明書、直接雇用を証する書類付)
6. ISMS 登録証明書
7. その他委託者の指示する書類

第6条（受託者の要件）

本業務の受託者は、『国土調査法第十条二項に規定する国土交通省令で定める省令』及び下記の要件を満たしているものとする。

1. 国土調査法に基づき実施する地籍調査事業（2項）委託の各工程の実務経験を有し、十分な適格性を有する法人でなければならない。
2. 選任する主任技術者は、作業全般の管理及び統括、作業現場の運営及び取り締りを行う者を配置するものとする。
3. 選任する工程管理者（受託監督者）は、作業者に対して、各工程の作業を監督し、規定に従い適切に当該作業を行わせる者を配置するものとする。
4. 選任する受託法人検査者は、地籍調査の成果及び中間成果が国土調査法施行令及び準則等の規格に適合しているか否かを調査し、当該規格に適合していることを証明する者を配置するものとする。
5. 法人の役員又は職員の構成員が、国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものとする。
6. 国土調査以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって国土調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものとする。

第7条（受託法人検査者、主任技術者及び工程管理者）

1. 受託法人検査者は、地籍調査実施全般にわたる総合的な指導・監理・技術評価能力を有する地籍総合技術監理者の資格を有する者とする。

2. 主任技術者は、測量士の資格を有し、地籍調査実施全般にわたる総合的な指導・監理・技術評価能力を有する地籍総合技術監理者の資格を有する者とする。
3. 工程管理者は、測量士の資格を有し、地籍調査実施全般にわたる総合的な指導・監理・技術評価能力を有する地籍総合技術監理者の資格を有する者とする。
4. 受託法人検査者、主任技術者及び工程管理者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とし、受託法人検査者、主任技術者及び工程管理者は、兼ねることができないものとする。

第8条（貸与資料）

1. 本業務を実施する上で必要な書類及び資料等は、委託者より受託者が貸与を受けるものとする。
2. 業務遂行上複製が必要な場合は、委託者の承諾を得なければならない。
3. 貸与された書類及び資料等や前項の複製品については、重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故が無いように厳重に管理を行い、業務完了時に貸与資料を返却し、複製品については、責任をもって処分し、廃棄処分証明書等の提出を行うものとする。

第9条（工程管理及び工程検査）

1. 工程管理者は、『地籍調査事業工程管理及び検査規程』及び『2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則』に基づき工程ごとに工程管理及び検査を行わなければならない。
2. 主任技術者は、工程管理者の工程管理検査までに、自社点検を行うものとする。
3. 受託法人検査者は、工程管理者の行った工程管理検査を基に検査を行った結果、合格した成果品を提出し、委託者の検査を受けなければならない。

第10条（使用機械器具）

1. 本業務に使用する測量機械器具は、国土地理院の検定機関名簿に登録された検定機関による検定証明書（写）を本業務の業務計画書と共に委託者に提出し承諾を得るものとする。
2. 使用する測量機械器具の有効期間の更新があった場合は、速やかにその測量機器検定証明書（写）の提出を行うものとする。
3. 使用する測量機器の変更及び追加を行う場合は、委託者との協議を行い、『変更業務計画書』と共に提出を行うものとする。

第11条（関係官公署との調整）

受託者は本業務を遂行するにあたり、関係官公署との調整が必要な場合は、委託者の補助として対応するものとする。

第12条（秘密の保持）

1. 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報は、本契約期間並びに終了後も第三者に漏洩してはならない。
2. 受託者は、貸与資料を使用するにあたっては、資料内容に十分留意し、個人情報等の保護に万全を期するものとする。
3. 受託者は、業務上収集した情報を委託者の許可なく複写及び加工を行わず、目的外使用してはならない。
4. 個人情報保護の観点から、受託者は、情報セキュリティーマネジメントシステム JISQ27001/ISMS を取得している企業であることを条件とし、適正な個人情報保護のためにその規程に基づき本業務を遂行するものとする。

第13条（身分証明書及び土地立入）

1. 受託者は、本業務の実施にあたり委託者が貸与する身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があれば、これを呈示しなければならない。
2. 受託者は、業務終了後、速やかに身分証明書を委託者に返納するものとする。

第14条（安全の確保）

1. 受託者は、本業務の遂行にあたり、地元住民との無益な摩擦や紛争を起こさないよう言行には細心の注意を払い作業を実施するものとする。現地での問い合わせやトラブルがあった場合は、委託者に速やかに報告し、その解決に努めなければならない。
2. 交通及び保安に関係のある作業については、あらかじめ所管官公庁と十分な打ち合わせの上実施するものとする。
3. 本業務中に事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因経過及び事故による被害の内容について速やかに委託者に報告しなければならない。

第15条（損害賠償請求）

1. 受託者は、本業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を報告するとともに委託者の指示に従うものとする。
2. 損害賠償等の責任は、受託者が負うものとする。

第16条（業務カルテ作成・登録）

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注及び変更時は契約後、完了時は業務完了後から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録後は、「登録内容確認書」を登録機関からダウンロードし、監督職員に提出しなければならない。

第17条（成果品の検査・納品）

1. 主任技術者は、本業務の完了検査時に立会うものとする。また工程管理者及び受託法人検査者が工程検査を実施し、合格した成果品を提出するものとする。
2. 受託者は、委託者から本仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合には、これを速やかに修正し、再提出を行うものとする。

第18条（成果品の帰属）

本業務で使用された資料及び成果品等は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の承諾を得ず、他に公表及び貸与してはならない。

第19条（疑義）

受託者は、本業務実施にあたり本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書の疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、指示を受けるものとする。

第2章 業務内容

第20条（業務概要）

本業務概要は次のとおりとする。

実施区域	稗田町一2	稗田町一3
実施範囲	別紙計画図に示すとおり	別紙計画図に示すとおり
調査面積	0.18k㎡	0.20k㎡
作業工程	FⅡ-2・G・H工程	E1工程
精度	甲3	甲3
縮尺	1/500	1/500
傾斜区分	平坦地	平坦地
視通状況	農Ⅱ	市Ⅱ
計画区総筆数	調査前 286筆 調査後 281筆	調査前 440筆 調査後 440筆
一筆平均面積	調査前 629㎡ 調査後 641㎡	調査前 455㎡ 調査後 455㎡
筆の形状	不整形	不整形
測量方式	地上数値法	地上数値法

第3章 調査素図等の作成（E1工程）

第21条（作業内容）

E1工程の作業内容は、次のとおりとする。

1. 作業の準備
2. 作業進行予定表の作成
3. 単位区域界の調査
4. 調査図素図等の作成

第22条（作業の準備）

1. 委託者は、課税の磁気データ等を用い所有者の現住所、相続関係の有無等について一覧表等を作成し、受託者に、土地所有者の現住所等を把握する資料として貸与するものとする。
2. 委託者は、法務局において法務局備付地図（XML形式）、登記事項要約書（CSV形式）及び地積測量図（TIFF形式）を入手し、受託者に貸与するものとする。
3. 法務局との打ち合わせ、閲覧申請等の手続きは委託者が行うものとするが、必要に応じて受託者も同行するものとする。

第23条（作業進行予定表の作成）

作業進行予定表は、作業計画に基づき作業進行の予定を委託者と協議及び調整し、受託者が、作成するものとする。

第24条（単位区域界の調査）

受託者は、調査範囲を明確にする為に現地踏査または既存資料の調査を行うものとする。

第25条（調査図素図等の作成）

1. 調査図素図は、調査図素図表示例に基づき、法務局備付地図を利用し、作成するものとする。また、分筆登記等により地積測量図が備え付けられている場合は当該箇所測量図の有無を記載するものとする。
2. 地籍調査票、土地台帳及び名寄帳の作成にあたっては、貸与する登記事項要約書を利用するものとする。
3. 土地台帳及び名寄帳作成にあたり、土地登記簿のデータに加えて、委託者が貸与した一覧表等に基づいて、所有者の現住所、納税義務者及びその住所、相続人及びその住所、抵当権等の権利を記載するものとする。
4. 調査素図には、抵当権、地上権等の所有権以外の権利に関する事項がある場合は、権利の名称を記載する。権利の記載は（抵）・（地上）等の略称により記載することも可とする。

第4章 地籍図原図の作成（FⅡ－2工程）

第26条（仮図作成）

受託者は、電子計算機により各筆界点の座標値を求めた結果データに基づき、地籍図原図の仮作図を行うものとする。

第27条（原図作成）

1. 仮作図を行い図形その他事項に誤りがないことを確かめ、委託者の確認を得た後、地籍図原図及び地籍図一覧図を作成するものとする。
2. 原図は原則としてインクジェットプリンターを用いて作成するものとし、用紙はポリエステルベース（#300）とするが、委託者と協議し決定するものとする。

第5章 地積測定（G工程）

第28条（調査図等との照合点検）

受託者は、地積測定を行うにあたり、地籍図原図と調査図との照合点検を行い地番の結線、地番名に誤りがないことを確認するものとする。

第29条（地積測定）

1. 地積測定は、電子計算機を使用し、現地座標法により面積を求めるものとする。
2. 面積計算簿には、各筆に関係する筆界点番号を明示し、筆界点の座標値、筆界点間の計算辺長と方向角を併せて表示するものとする。
3. 受託者は、地積測定を行った場合、調査区域を構成する各筆の面積の合計と当該調査区域の面積が等しくなるかどうかを点検し、精度管理表の作成を行うものとする。

第30条（地積測定成果簿）

地積測定結果は、地積測定成果簿にとりまとめるものとする。

第6章 地籍図・地籍簿案作成（H工程）

第31条（地籍図・地籍簿案の作成）

受託者は、調査後結果を点検整理し、地籍図・地籍簿案を作成するものとする。

第32条（地籍図複図の作成）

受託者は、地籍図原図を基に、地籍図複図を作成するものとする。

第33条（閲覧）

委託者は、作成された地籍原図又はこれに相当する図面並びに地籍簿案について20日間の閲覧を行うものとする。また、受託者は委託者より指定のあった日については閲覧に同席するものとする。（3日）

第34条（閲覧の通知）

閲覧通知の関連書類は委託者が作成し発送を行うが、委託者より受託者に土地一覧表等作成の指示があった場合は、受託者は書類の作成補助を行うものとする。

第35条（数値情報化）

受託者は、地籍調査成果を登記所に送付する際に必要となる、数値情報化データの作成を行うものとする。法令を遵守しフォーマット形式等は最新のものを使用し作成するものとする。数値情報化については閲覧完了後に委託者より作成を指示した時点で作成を行うものとする。

第36条（地籍調査成果交付用資料作成）

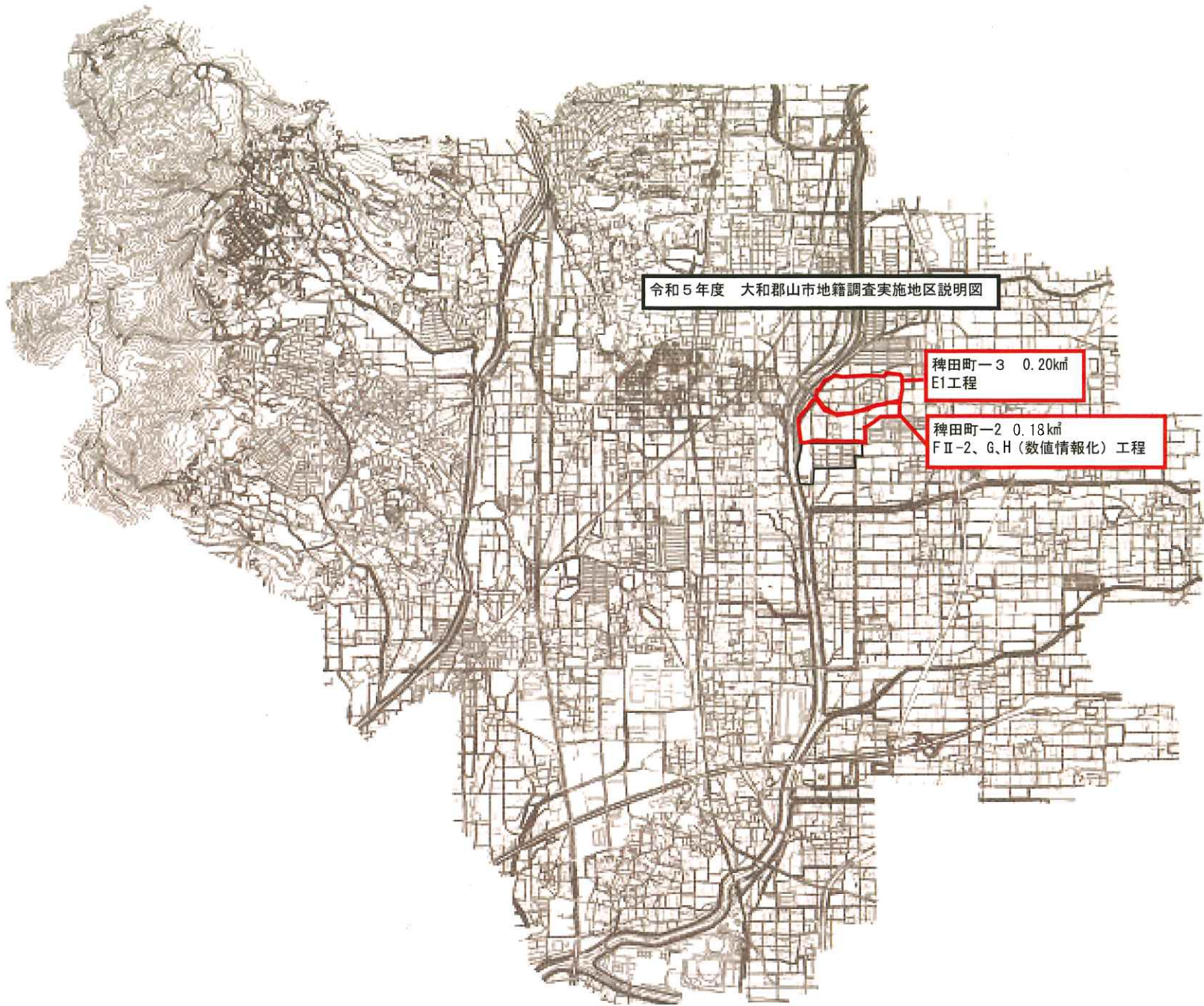
受託者は、認証後、関係者から地籍調査果交付請求があった際の窓口対応に使用する、交付用資料を作成するものとする。交付用資料は、調査範囲の全域図ベースとして、窓口対応時に迅速に対応できるように、索引図等を作成するものとする。

第7章 成果品

第37条（成果品）

1. 成果品は、次のとおりとする。成果品の部数は報告書および地籍図原図各1部、数値情報化および地籍図複図各2部とする。なお、受託者が作成したデータのうち、委託者の指定するデータは電子媒体で委託者に提出するものとする。
2. 受託者は、打合せ記録簿、工程管理及び検査成績表を提出するものとする。また、測量作業がある場合は使用機器検定証明書及び第三者機関成果検定証明書を提出するものとする。
3. 監督職員が別途指示するものがある場合は、提出しなければならない。

各作業工程	記録及び成果
一筆地調査 (E1 工程)	1. 調査図素図 2. 法務局備付地図、登記簿、地積測量図 3. 土地台帳、名寄帳 4. 地籍調査票 5. その他関係資料等
原図作成等 (FII-2 工程)	1. 地籍図原図 2. 地籍図一覧図 3. 仮作図 (筆界点番号図) 4. 地籍明細図 (作成が必要な場合)
地積測定 (G 工程)	1. 地積測定観測計算諸簿 2. 地積測定成果簿 3. 地積測定精度管理表
地籍図・地籍簿案作成等 (H 工程等)	1. 地籍図複図 2. 地籍簿案 3. 数値情報化 (地籍フォーマット 2000) 4. 地籍調査成果交付用資料 (A4 ファイル)
その他	1. 工程検査工程記録表 2. 受託法人検査記録表 3. 打合せ簿



令和5年度 大和郡山市地籍調査実施地区説明図

稗田町-3 0.20km²
E1工程

稗田町-2 0.18km²
FII-2、G、H(数値情報化)工程

入 札 書

1 件 名 令和5年度 大和郡山市地籍調査事業（稗田町-2、FⅡ-2・G・H等工
程）（稗田町-3、E1工程）業務委託

2 業務場所 大和郡山市稗田町地内

3 入札金額

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

大和郡山市長 上 田 清 様

令和 年 月 日

住所 _____

商号又は名称 _____ 印

代表者氏名 _____ 印

入札書記載例

入 札 書

1 件 名 令和5年度 大和郡山市地籍調査事業（稗田町-2、FⅡ-2・G・H等
工程）（稗田町-3、E1工程）業務委託

2 委託場所 大和郡山市稗田町地内

「¥」を記載 消費税抜

3 入札金額

¥	○	○	○	○	○	○	○	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

大和郡山市長 上 田 清 様

実際に入札書を作製した
日付を記入して下さい。

令和 年 月 日

住所・入札業者名を記載のうえ、必
ず代表者印を押印

住所

商号又は名称

印

代表者氏名

印